

平成21年度 第3回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会 議事概要

1. 日時 平成21年11月2日(月)午前10時30分～12時

2. 場所 大阪府農林会館5階第1会議室

3. 議題 (1)大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて

[1]第2回検討部会での主な審議内容について

[2]中間報告に対する府民意見及びそれに対する検討部会の考え方について

[3]検討部会報告について

(2)その他について

4. 議事

(事務局)

第2回検討部会における主な審議内容について資料1に基づき説明。中間報告に対する府民意見及びそれに対する検討部会の考え方について資料2、及び検討部会報告について資料3に基づき説明。

(委員)

3,000㎡のとり方について、形質変更を行なう部分だけを対象とするのか、国でもまだ定まっていない。

(事務局)

政省令の素案を見る限りでは形質変更を行なう部分だけが対象となっている。府ではこれまで敷地面積で3,000㎡としてきたが、届出者の混乱等を考慮すると、形質変更を行なう部分を対象に3,000㎡に整合をとるべきと考えている。

(委員)

現在、国が検討している中で、法4条の3,000㎡を超えるものについては自然由来も対象にすべきではないかという議論も出ている。持ち出した土壌をどう調べるか等、府も規制ルールを作らないといけないのではないかと考えるが。

(事務局)

公共工事の際の受け入れ側が求める調査頻度等を参考に、府が確認すべき手法や事項を示す方向で検討している。

(委員)

大阪府として自然由来の土壌をどうすべきと考えているのか。自治体側も明確なものを示すべきだと考える。

(事務局)

まずは自然由来のものに対し科学的にどう考えるのか。また、自然由来と判断した場合、法・条例の対象でなくなるという法令上の問題もあり、関係者あるいは専門家の意見を聞くといったことが必要と思われる。

将来的には基準のようなものが必要となると考えるが、当面は大阪府域の地層の性状等の把握が必要となる。

(委員)

自然由来は動かさなければ問題ないと思う。岩石の中に非常に高濃度なふっ素や砒素などが含まれる場合、岩石の中にある限りは溶け出す速度も遅く、ほとんど動かず、拡散もあまりしない。

しかし、それを細かく砕いて埋め戻し材等に使用すると、雨水の浸透と同時に移動し始めることが考えられる。結局人間が何かの手を加えることにより、汚染を拡大する可能性が十分にあり、客土等も含め、検討を要すると思う。

自然由来は移動した時点で自然由来とは言えなくなり、調査基準等を定めるべきと考える。

(事務局)

一度動かしてしまえば純粋な自然由来ではないことは理解している。しかし、土地の所有者からすると、なかなか理解しがたいと思われ、土地所有者を含めた関係者の理解を深めることが重要だと考える。

(委員)

人為的に移動させると自然由来とは言えなくなるという意見も一理あるが、リスクベースで考えると、ケースバイケースということも出てくる。

(委員)

土壤汚染対策法は基本的には公害対策として構想されているので、人為的な原因によるものであるか否かが問題となる。しかし、自然由来であろうがなかろうが、法体系全体の仕組みの中で健康被害を防止できるような手当てをする必要があり、その場合、調査費用等を誰が負担するのが合理的かという観点から議論せざるを得ない。自然由来かどうかを完全に突き止めるためにかかる各種のコストを併せて考えれば、どこかで割り切らざるを得ない。

別件だが、資料3の8ページに「附帯意見」という形で三つ掲げているが、答申に「附帯意見」を付するというのはどういう趣旨か。

(事務局)

これまでの諮問事項でも、長期的な取り組みが必要と判断されるものを附帯意見という形で頂いている事例はある。

(委員)

検討すべき課題として、大阪府では三つが考えられる。一つは新名神高速道路のトンネル。山の中深くに眠っているものを掘り出し、空気にさらされるので気になる。二つ目は大阪湾の埋立て。3mから4m嵩上げを行なっている。その際使用したのは大阪湾の底質であり、基層でアウトである。三つ目は土地開発事業。工事施工の際に土砂の搬出を行なうが、その土砂は区画からは出さないなどの難しい問題が出てくる。

(委員)

3,000㎡について、形質変更面積なのか、敷地面積なのか。大阪府では全体の8割をカバーできることから、敷地面積で行っているが、法に合わせて形質変更面積とするならば、規制を緩めることになり、検討すべきことである。

(事務局)

8割というデータは大阪府、政令市に都市計画法上の事前協議があったデータに基づいている。土地造成の場合、敷地面積と形質変更部分はほとんど同じというのが実態。また山中の広大な敷地で建物部分のみ変更するような場合、形質変更を行なう部分で運用してきたという実態もある。事前協議で上がってくるものは、大多数の敷地のほとんどの部分が形質変更にかかってくるということであり、大きな齟齬はないと考えている。

法の省令素案では面積は形質変更部分となっており、一方、大阪府だけ敷地面積で行なうと提出する側が混乱したり、運用上の混乱が生じる恐れがあり、分かりやすい条例という意味でも整理させていただきたい。

(委員)

8割がカバーできていることが担保されれば国の考えている方法で問題ないと思う。しかし、国が大きく改正し、大阪府として緩めることとなれば問題である。その点を確認し、ほぼ問題なければ国に準拠することによいと思う。

(委員)

府民意見と部会の見解について、議論した集約として、資料2のまとめ方で問題なければこの形で報告したいと考えている。附帯意見としている部分については、しっかりとマニュアル化するなどを含めて行っていただくと。

報告(案)に対しては、ご意見がなければこれで審議会に報告したいと思う。

(事務局)

今後は11月下旬に行なわれる環境審議会において藤田部会長より部会の報告をいただき、審議を行なう予定。この審議会での答申の内容に即して2月の議会に生活環境条例の改正案を上程、来年4月1日の施行を目指すこととなる。

パブリックコメントに対する検討会の考え方についても、案をとらせていただき、パブリックコメント結果として報道提供し、また、部会の報告についても報道提供することとしたい。

(委員)

パブコメについて、資料2、1ページの1における3,000㎡以上の敷地の記述について、法と整合性を図るとしても従来から緩めるのではないということや、自然由来の問題等についても、もう少し丁寧に記載するべきだと考える。

(委員)

資料2、1ページの3の回答について、特殊な用途の土地の対象について条例の対象とするのは適当でないというところがあるが、なぜ適当でないのかと理由を入れるべき。

(事務局)

資料2の部会の考え方については、より丁寧に記述するなど、一部修正し、再度ご意見を伺った上で公表することとしたい。

以上